

陳 情 文 書 表

8 陳情第 27 号

国に国民の主食である米の価格を統制することを
求める意見書の提出に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 6 月 24 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	愛知県安城市百石町 [REDACTED]
	氏 名	社会の平を欲く求め、政策提言する世直し集団「輪のバラ の会」代表 藤 克 助 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長 斎藤 康 天 殿

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 6 月 24 日 11:28			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

令和8年6月24日

小金井市議会議長 斎藤 康夫 殿

社会の歪を鋭く追及^て

政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加藤 克助

愛知県安城市百石町

国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書

陳情要旨

令和4年2月に始まったロシア、ウクライナの全面戦争は現在も継続し、今年2月にはイランとイスラエル、アメリカの戦争が勃発、この戦争に中東産油国も巻きこまれたため、世界的に原油の高騰と品不足が続き、世界経済は資源インフレーションに見舞われ甚大な影響を受けています。

また去年から続く我が国の米の価格の高騰も高止まりで、今後、米価も資源インフレーションの影響を受けつつあります。このため、国民の生活を守るため、国に対し国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書を小金井市議会から提出してください。

陳情理由

令和5年版 防衛白書では令和5年度から5年間で防衛費は約4.3兆円程度と増額し、国内総生産1%から2%を目安にしています。

このように防衛費は増額しています。食糧安全保障の観点から国民の主食である米の価格を統制し、米農家の所得の安定を図るべきで、米価格統制費用は食糧安全保障の見地から防衛費から拠出すべきです。

それに加えて、農林水産省、の令和5年食糧・農業・農村白書によれば自営農業に従事する基幹的農業従事者の人数は平成12年240万人から令和5年は116万人に減少し、うち65歳以上は82万人、平均年齢68、7歳です。10年後の平均年齢は約80歳で、このままでは日本の農業は消滅します。

国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書
意見書（案）

趣旨

国立公文書館によると、終戦直後、占領軍は連合国軍最高司令官総司令部を創設し、1946年自作農創設特別措置法などによる第二次改革を進めました。この改革により、戦前の大地主制度は廃止され、自作農を中心とする農村社会が確立されました。

しかし戦後、80年経た自作農中心の農村社会は、高度成長時代を経て若者は農業に従事するより大都市に魅力的な就職先や生活環境を求め、地方から若者は三大都市を目指し、その中でも、東京圏に地方からの人口流入が顕著です。

このような社会状況は今日東京一極集中となって現れています。この結果、特に地方は少子高齢化の波にのみこまれ、地方の地域経済は崩壊しています。

また、日本経済は2年前から、デフレからインフレの経済状態になり、特に食品の価格は高騰し主食である米価も2倍になりました。

それゆえ、国は主食の米の価格を統制し、農業経営の安定を目指す政策を実施すれば、若者が大都市から地方に戻る発端になります。

ついては、国は主食である米の価格を統制されたい。

記

1, 国に国民の主食である米の価格を統制することを求める。

令和 年 月 日

議会名

議長名

提出先

内閣官房長官

農林水産大臣

防衛大臣

陳 情 文 書 表

8 陳情第 28 号

長期欠席議員の報酬やボーナスの減額措置を求める陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	()

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
親里	親里		高橋		伏見	斎藤



小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

長期欠席議員の報酬やボーナスの減額措置を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

市議会議員には、報酬やボーナス(期末手当)が支給されておりますが、小金井市議会の場合、長期欠席議員の報酬やボーナスについて減額措置が設けられていません。このため、どんなに休んでも、報酬やボーナスは満額支給されます。出産に伴う産前産後などは除くのは当然ですが、一般的な欠席については減額措置を講じないと、額に汗して働く市民、納税者の理解は得られないと考えます。

よって以下の事項について陳情申し上げます。

長期欠席議員の報酬やボーナスについて一定の減額措置を講じるべく調査検討を進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

8陳情第29号

ハラスメント防止条例の制定に向けた調査検討を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 8 月 28 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
親里	親里		高橋		伏見	斎藤

山浦

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

ハラスメント防止条例の制定に向けた調査検討を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

市長、副市長、教育長、市議会議員、職員が、身分、職位及び職責に関わらず、互いに信頼し、良好な職場環境の確立に向けて取り組む必要性が高まっています。

それを具体化するためにハラスメント防止条例を制定する自治体が増えています。一方、その内容には相当なバラツキがあり、どのような制度設計が望ましいかについては慎重な調査検討が必要だと考えるところです。

よって以下の事項について陳情申し上げます。

- 1 市長、副市長、教育長、市議会議員、職員を対象にしたハラスメント防止条例の制定に向けて、調査検討を始めてください。
- 2 市議会議員を対象としたハラスメント研修を実施してください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 30 号

庁舎等建設の再設計に関する陳情書（その1）

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

庁舎等建設の再設計に関する陳情書(その1)

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

9月1日の本会議に、庁舎等建設問題に関して、白井市長から何か重要な市長報告があるとのことです。陳情提出の締め切りが8月28日ですので、市長報告の内容を踏まえての陳情提出はできませんが、私どもは長年にわたって、現設計の見直しを求めていますので、白井市長の任期最終の定例議会にあたりまして、改めて設計の見直しを求める次第です。

「その1」としては、以下の事項について陳情申し上げます。

現在、清掃関連施設(ペットボトル処理施設・リサイクル事業所)の解体撤去が進んでおります。現設計はそれらを避けて建物位置を決めたため、いくつかの課題を抱えております。よって、清掃関連施設が解体撤去されたことを踏まえて、最適な位置、最適な建物形状になるよう、設計の見直しを進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

〆陳情第 3 / 号

庁舎等建設の再設計に関する陳情書（その2）

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
親里	親里		高橋		伏見	斎藤

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

庁舎等建設の再設計に関する陳情書(その2)

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

9月1日の本会議に、庁舎等建設問題に関して、白井市長から何か重要な市長報告があるとのことでした。陳情提出の締め切りが8月28日ですので、市長報告の内容を踏まえての陳情提出はできませんが、私どもは長年にわたって、現設計の見直しを求めていますので、白井市長の任期最終の定例議会にあたりまして、改めて設計の見直しを求める次第です。

「その2」としては、以下の事項について陳情申し上げます。

1 現設計は、敷地のかなりの部分が豪雨の際に浸水する前提で設計されております。しかし、過日の千葉県や埼玉県などの記録的豪雨を見ても、これまで以上に浸水対策に配慮が必要であることが明白です。よって、敷地全体に十分な浸水対策を講じるよう、設計の見直しを進めてください。

2 現設計は、地下駐車場を設ける内容になっております。しかし、過日の千葉県や埼玉県などの記録的豪雨を見ても、何らかの原因で地下空間に短時間で大量の水が流れ込む事態が発生しており、地下駐車場は、それを設ける必然性がないのであればやめるべきです。そのような観点からも設計の見直しを進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 32 号

庁舎等建設の再設計に関する陳情書（その3）

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
（西暦 2026 ）

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
親里	親里		高橋		伏見	斎藤

山浦

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

庁舎等建設の再設計に関する陳情書(その3)

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

9月1日の本会議に、庁舎等建設問題に関して、白井市長から何か重要な市長報告があるとのことです。陳情提出の締め切りが8月28日ですので、市長報告の内容を踏まえての陳情提出はできませんが、私どもは長年にわたって、現設計の見直しを求めていますので、白井市長の任期最終の定例議会にあたりまして、改めて設計の見直しを求める次第です。

「その3」としては、以下の事項について陳情申し上げます。

現設計は、庁舎部分にのみ「ゆっくり揺れる」免震構造を採用し、福祉会館部分は「激しく揺れる」耐震構造となっています。しかも揺れ方の違う2つの建物を重ね合わせるという複雑極まりない構造となっています。よって、建物全体を免震構造として、シンプルな建物になるよう、設計の見直しを進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 33 号

庁舎等建設の再設計に関する陳情書（その4）

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
親里	親里		高橋		伏見	斎藤



小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

庁舎等建設の再設計に関する陳情書(その4)

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

9月1日の本会議に、庁舎等建設問題に関して、白井市長から何か重要な市長報告があるとのことです。陳情提出の締め切りが8月28日ですので、市長報告の内容を踏まえての陳情提出はできませんが、私どもは長年にわたって、現設計の見直しを求めていますので、白井市長の任期最終の定例議会にあたりまして、改めて設計の見直しを求める次第です。

「その4」としては、以下の事項について陳情申し上げます。

1 現設計は、地上広場の面積がわずか928㎡で、しかもそのうち相当部分はキッチンカー置き場やそのための車路となり、実質的な広場面積はさらに少なくなります。庁舎建設予定地周辺はいわゆる「公園空白エリア」であり、庁舎建設に合わせて一定の面積の広場の確保が強く求められます。よって、少なくとも3000㎡程度の地上広場を確保できるよう、設計の見直しを進めてください。

2 安全性の観点から、広場空間と自動車の車路が隣接しないよう、設計の上で配慮をお願いします。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 34 号

庁舎等建設の再設計に関する陳情書（その5）

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
(西暦 2026)

陳情 代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

庁舎等建設の再設計に関する陳情書(その5)

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

9月1日の本会議に、庁舎等建設問題に関して、白井市長から何か重要な市長報告があるとのことでした。陳情提出の締め切りが8月28日ですので、市長報告の内容を踏まえての陳情提出はできませんが、私どもは長年にわたって、現設計の見直しを求めていますので、白井市長の任期最終の定例議会にあたりまして、改めて設計の見直しを求める次第です。

「その5」としては、以下の事項について陳情申し上げます。

新庁舎の議場スペースの面積は約300㎡で、これは小金井宮地楽器1F ホールの217㎡を大きく上回ります。一方、議場スペースの議会利用は年間40日程度と想定され、議会が使わない日の有効利用を考えるべきです。しかし、現設計では、机や設備を固定式にしまっているため、レイアウトが変えられず、市民利用や行政利用などの多目的な利用には不向きです。よって、机や設備を可動式にして、自由にレイアウトを変えられるようにし、多目的な市民利用や行政利用に対応できるよう、設計の見直しを進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 35 号

庁舎等建設の再設計に関する陳情書（その6）

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 8 年 8 月 28 日
（西暦 2026 ）

陳情代表者	住 所	小金井市東町
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山浦

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 8 年 8 月 28 日 16:08			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
親里	親里		高橋	高橋	伏見	斎藤

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

2026(令和8)年8月28日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

庁舎等建設の再設計に関する陳情書(その6)

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

9月1日の本会議に、庁舎等建設問題に関して、白井市長から何か重要な市長報告があるとのことです。陳情提出の締め切りが8月28日ですので、市長報告の内容を踏まえての陳情提出はできませんが、私どもは長年にわたって、現設計の見直しを求めていますので、白井市長の任期最終の定例議会にあたりまして、改めて設計の見直しを求める次第です。

「その6」としては、以下の事項について陳情申し上げます。

再設計を行うにあたっては、一小、二小、三小、一中、二中に加え、大規模化が必要になる本町小も含めた建て替え等の事業費、その他金額が大きい事業費を適切に見込んだ15年スパンの財政見通しを作成し、庁舎等建設事業に拠出できる金額を概算であっても明らかにし、財政規律ガイドラインとの整合を検証する必要があります。現在開会中の定例議会において、市民や議会に示すよう、市長に強く求めてください。

以上